

みせ税理士 の

相続相談手帖 第57話

★ 養子縁組を行うと相続税は増加する！？

Q

私（仮名：丸井忠男）は、私の財産を妻と甥に相続させたいと考えています。私には子が無く、法定相続人は妻と兄弟姉妹の計4名です。甥は相続人ではないため、甥に遺産を相続させるための方法を教えてください。

A

甥に相続財産を渡す方法として、**2通り**あります。

一つは、**遺言書**を書いて甥に遺贈させる方法です。もう一つは、甥と**養子縁組**を行うことです。それぞれのメリットとデメリットは以下のとおりです。

遺言書

【メリット】

遺言書を書いておくことで、甥に財産を渡すことが出来ます。

兄弟姉妹には遺留分が認められないので、甥に対して遺留分請求をされる恐れもありません。また、相続税の負担を抑えることが出来ます。

【デメリット】

甥や親族間の関係、財産の状況によって、**遺言書の内容変更**をその都度行う必要があります。

養子縁組

【メリット】

甥と養子縁組を行うと、甥は相続人の地位を有し、遺言書を準備することなく、確実に相続権を発生させることが出来ます。

【デメリット】

相続税の負担は増加します。また、養子縁組を解消する場合は、当事者の同意が必要となります。

『養子縁組と相続税負担の関係性』～なぜ、養子縁組を行うと相続税の負担が増加するのか～

相続税の計算構造 ⇒ (プラスの財産 - マイナスの財産) - 基礎控除額 = 課税価格

基礎控除額の計算は、法定相続人の数に600万円を乗じて、3,000万円をプラスした金額になります。法定相続人の数が増えると基礎控除額は大きくなり、結果的に相続税の負担は減少します。

遺言書 法定相続人 4名 (妻と兄弟姉妹) × 600万円 + 3,000万円 = 5,400万円
(基礎控除額)

養子縁組 法定相続人 2名 (妻と甥) × 600万円 + 3,000万円 = 4,200万円
(基礎控除額)

養子縁組を行うことにより、その方に確実に財産を承継することが出来ます。しかし、養子縁組を行うことで、**基礎控除額**が減少し、その分相続税の負担が増加することに留意して下さい。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

解説動画公開中!
YouTube あおば
オンラインセミナー